

療育手帳 受付事務の留意点について

1) 新規申請、再判定申請について

① 住民基本台帳確認について

療育手帳の表記は、住所、氏名ともに原則住民基本台帳どおりに記載します。
申請書を受け付けた場合は、必ず住民基本台帳をご確認いただき、申請書に**朱書き**で「**住基確認済**」の記載をお願いします。 (前期説明会資料 P7、P9)

② 者（18歳以上）の新規申請について

者の新規の場合、**概ね18歳までに知的に遅れがあったことが証明されなければ、現時点でIQ値が75以下の場合でも療育手帳の対象にはなりません。**

(前期説明会資料 P3(2)、P35)

受付の際に幼少期の話ができる方が近くにいるか、本人と同伴して相談所まで来所ができるかなどをご確認いただきますようお願いいたします。

また、相談事業所等が関わっている場合は、担当者の連絡先を付箋でつけていただけると大変助かります。

不明な点がある場合は、**その場で**相談所まで電話でご相談ください。

③ 熊本市からの転入の扱いについて

熊本市からの転入者を再判定とする取扱いに改正したことに伴い、「熊本市からの転入手続一覧」及び「フローチャート」に変更がございますので、今後は、別添の資料に差し替えていただきますよう、お願いいたします。 (前期説明会資料 P17~)

受付の際はどのパターンになるのかをご確認いただき、必要書類に漏れがないようお願いいたします。

特に多いのが申出書の提出漏れです。**熊本市の手帳の場合は申出書が必ず必要**になります。ご確認をお願いします。

④ 県外転入の受付について

県外からの転入の方には、再判定年度に関係なく、**一旦手帳を交付します。**

県外転入の場合は必ず写真が必要になりますので、新規で受け付けたときに写真を忘れないようお願いいたします。

(前期説明会資料 P18)

⑤ 面接日時の指定について

療育手帳の面接は月曜～金曜の原則**午前9時30分**から、及び**午後1時からのみ**となっています。 (前期説明会資料 P5(2))

申請書受付の際に時間の指定をされている場合がありますが、面接時間の変更はできません。また、**日にち指定についても対応できません**ので受付の際はご注意ください。

2) 記載事項変更、再交付申請、返還届について

① 住民基本台帳の確認について

新規、再判定申請と同様に**住民基本台帳**の確認が必要となります。
「**住基確認済**」も忘れずに記載をお願いします。

(前期説明会資料 P 23～)

② 住所変更時の電話番号の変更について

住所変更での記載事項変更があった場合に固定電話の番号に変更が記入されていない場合が多くあります。

特に施設から施設への変更の場合は、電話番号の確認を忘れずにお願いします。

(前期説明会資料 P 23～)

③ 返還届について

届出者の続柄の記載漏れが非常に多くみられます。
受け付ける際にはご確認をお願いいたします。

(前期説明会資料 P 16)

3) その他

① 新型コロナウイルスへの対応状況について

現在、来所された方に面接時の体調確認や受付時の検温、マスクの着用等をお願いします。

また、感染拡大防止策の一環として、一日の来所面接数を減らして対応しているため通常より面接待ちの期間が長くなっており、現在も半年ほどお待ちいただいています。

申請者からの問い合わせがありましたらご対応、ご説明をお願いします。

② 各申請書に記載する続柄について

これまで、続柄に記載する内容が多岐にわたっていましたが、今年度システムの改修に伴い、必要最低限の続柄に集約しました。別添資料「続柄一覧」のとおりです。

つきましては、今後は一覧に記載してある続柄のみ記載していただきますようお願いいたします。

※今年度上半期で問い合わせが多かったり、相談所からお願いのご連絡をすることが多かった内容について記載しています。

受付業務を行ううえでご不明な点等がございましたら、すぐに相談所にご連絡ください。

熊本市からの転入手続き一覧

転入時の状態		必要な手続き	必要書類	交付申請の「申請理由」のチェック項目	
転入前、熊本市の手帳を使っていた 再判定年度前である（再判定不要を含む）	また再判定は過ぎて いる	市の手帳を持っている	事例1 再判定（面接判定） ＋ 記載事項変更	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 申出書 市手帳の両面コピー	申請理由： ■ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
		市の手帳を紛失・破損等した	事例2 再判定（面接判定） ＋ 記載事項変更	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 申出書 市手帳の両面コピー（紛失の場合は不要）	申請理由： ■ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 ■ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
	市の手帳を持っていない 再判定年度前である（再判定不要を含む）	市の手帳を引き続き使いたい	事例3 記載事項変更	記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 申出書 市手帳の両面コピー	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
		早めに判定を受けたい	事例4 記載事項変更 ＋ 再判定（面接判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 申出書 市手帳の両面コピー	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
		県の手帳に切り替えたい	事例5 再判定（書類判定） ＋ 記載事項変更	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 申出書 市手帳の両面コピー	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 ■ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
		市の手帳を紛失・破損等した	事例6 再判定（書類判定） ＋ 記載事項変更	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 申出書 市手帳の両面コピー（紛失の場合は不要）	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 ■ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
		早めに判定を受けたい	事例7 再判定（面接判定） ＋ 記載事項変更	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 記載事項変更届（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 申出書 市手帳の両面コピー（紛失の場合は不要）	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 ■ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。

転入後の手続きは下の表参照

※「紛失・破損等」とは、手帳紛失、手帳破損、記載欄余白不足（事例9、11、14、15の場合）、手帳表記変更（「療育手帳」→「知的障害者福祉手帳（療育手帳）」への変更）の場合を指し、通常の再交付申請書の理由と同じである。
 ※事例8～11の場合で「次期判定年度書換」の手続きが可能な者は、「次期判定年度書換」の手続きを行うことにより「再判定」の手続きは不要となる。
 ※事例1、2、3の①～5の④の2、4～7（紛失除く）については、県手帳新規交付時に市町村にて市手帳の回収を行う（返還届不要）。

事例3の転入後の手続き

事例3による転入後の状態		必要な手続き	必要書類	交付申請の「申請理由」の記入項目	
再判定年度に到達した	手帳を紛失・破損等した	事例3の①	再判定（面接判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 市手帳の両面コピー	申請理由： ■ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
		事例3の①の2	再判定（面接判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 市手帳の両面コピー（紛失の場合は不要）	申請理由： ■ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 ■ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
	早めに判定を受けたい	事例3の②	再判定（面接判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 市手帳の両面コピー	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
	県の手帳に切り替えたい	事例3の③	再判定（書類判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 市手帳の両面コピー	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 □ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 ■ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
	手帳を紛失・破損等した	事例3の④	再判定（書類判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 市手帳の両面コピー（紛失の場合は不要）	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 ■ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。
再判定年度前（再判定不要を含む）	早めに判定を受けたい	事例3の④の2	再判定（面接判定）	再判定申請書（「熊本市転入」と朱書きする） 写真 市手帳の両面コピー（紛失の場合は不要）	申請理由： □ 熊本市の手帳が再判定年度となったため、判定を受ける必要がある。 □ 熊本市の手帳が再判定年度を過ぎているため、判定を受ける必要がある。 ■ 熊本市の手帳は再判定年度前だが、判定を受けたい。 ■ 熊本市の手帳を紛失・破損等したため、新しい手帳（県の手帳）がほしい。 □ 熊本市の手帳を持っているが、県の手帳がほしい。

熊本市からの転入手続一覧

転入時の状態			必要な手続き	必要書類
転入前、熊本市の手帳を使っていた	再判定年度を過ぎている	県の手帳を持っている	事例8 記載事項変更 + 再判定(面接判定)	記載事項変更届(熊本市転入)と朱書きする) 再判定申請書 県手帳の両面コピー
		県の手帳を紛失・破損等した	事例9 記載事項変更 + 再判定(面接判定) + 再交付	記載事項変更届及び再交付申請書(熊本市転入)と朱書きする) 再判定申請書 写真 県手帳の両面コピー(紛失の場合は不要) ※新しい手帳は再判定終了後発行します。
	再判定年度である	県の手帳を持っている	事例10 記載事項変更 + 再判定(面接判定)	記載事項変更届(熊本市転入)と朱書きする) 再判定申請書 県手帳の両面コピー
		県の手帳を紛失・破損等した	事例11 記載事項変更 + ※※ 再交付 + 再判定(面接判定)	記載事項変更届及び再交付申請書(熊本市転入)と朱書きする) 再判定申請書 写真 県手帳の両面コピー(紛失の場合は不要) ※新しい手帳を再判定終了後に受取希望の場合は、再交付申請書にその旨を記入する。
	再判定年度前である(再判定不要を含む)	県の手帳を持っている	事例12 記載事項変更	記載事項変更届(熊本市転入)と朱書きする) 県手帳の両面コピー
			早めに判定を受けたい 事例13 記載事項変更 + 再判定(面接判定)	記載事項変更届(熊本市転入)と朱書きする) 再判定申請書 県手帳の両面コピー
		県の手帳を紛失・破損等した	事例14 記載事項変更 + 再交付	記載事項変更届及び再交付申請書(熊本市転入)と朱書きする) 写真 県手帳の両面コピー(紛失の場合は不要)
			早めに判定を受けたい 事例15 記載事項変更 + ※※ 再交付 + 再判定(面接判定)	記載事項変更届及び再交付申請書(熊本市転入)と朱書きする) 再判定申請書 写真 県手帳の両面コピー(紛失の場合は不要) ※新しい手帳を再判定終了後に受取希望の場合は、再交付申請書にその旨を記入する。

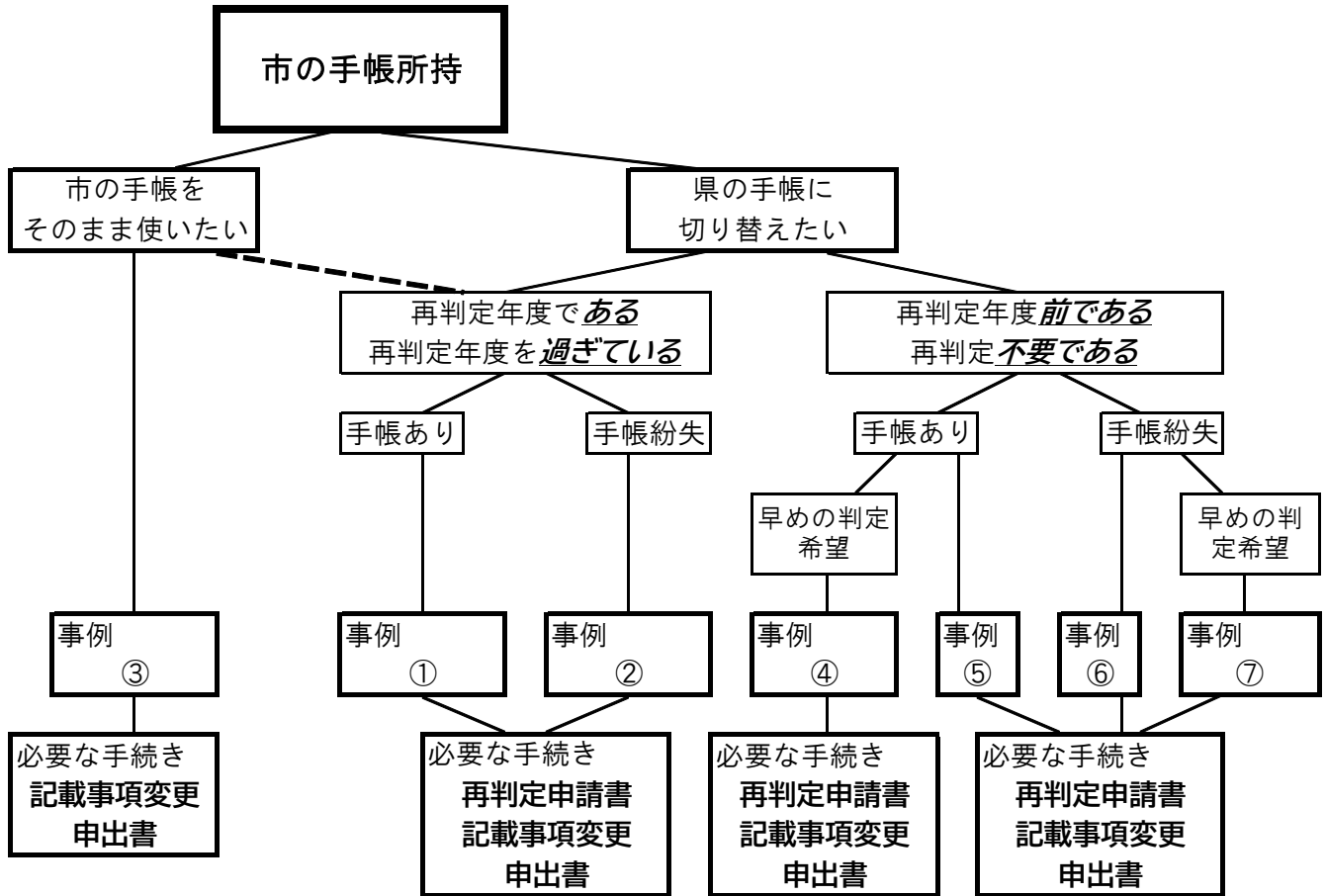
※「紛失・破損等」とは、手帳紛失、手帳破損、記載欄余白不足(事例9、11、14、15の場合)、手帳表記変更(「療育手帳←→「知的障害者福祉手帳(療育手帳)」への変更)の場合を指し、通常の再交付申請書の理由と同じである。

※事例8～11の場合で「次期判定年度書換」の手続きが可能なのは、「次期判定年度書換」の手続きを行うことにより「再判定」の手続きは不要となる。

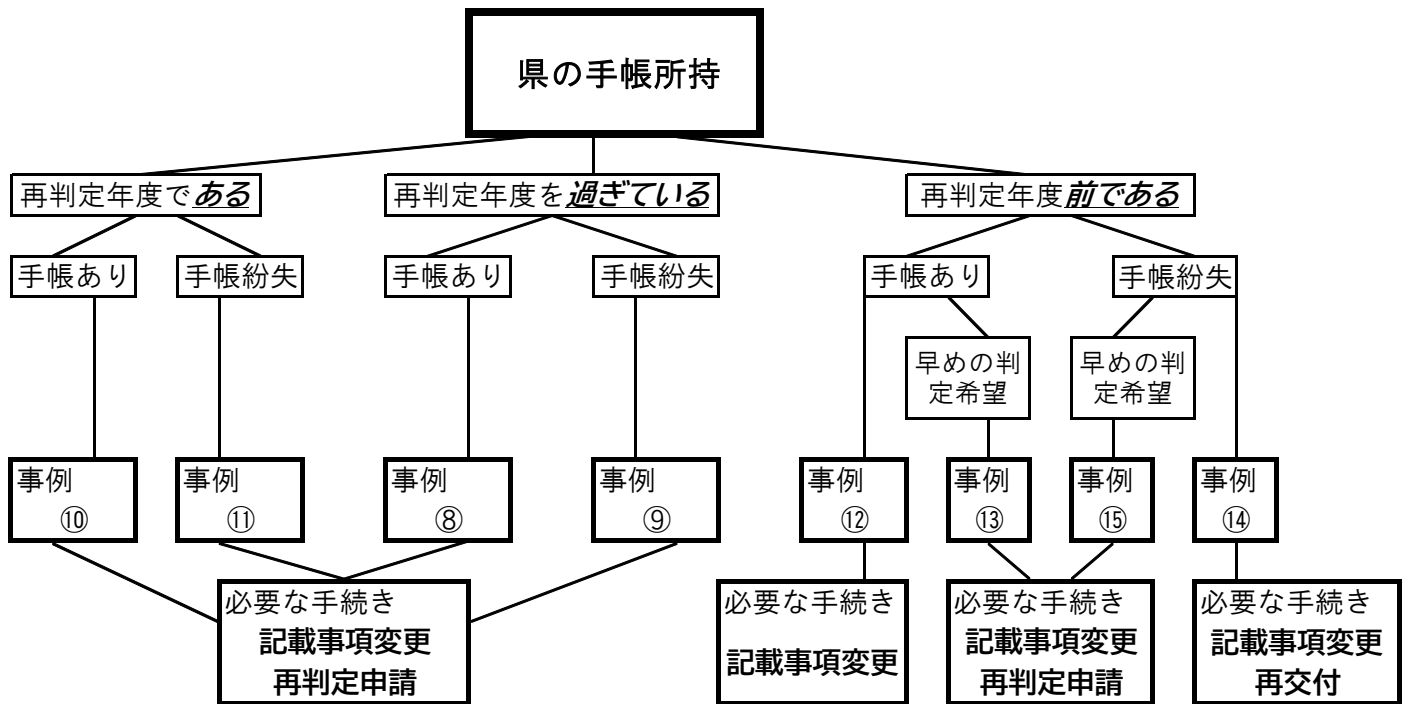
※事例1、2、3の①～5の④の2、4～7(紛失除く)については、県手帳新規交付時に市町村にて市手帳の回収を行う(返還届不要)。

※※事例11、15については、再判定終了後の手帳交付時までは手帳を必要としない場合、必ずしも再交付申請書の提出を求めるものではない。

熊本市転入 フロー



※熊本市の手帳の場合は**必ず申出書が必要**となります。



※必要書類は事例によって異なります。必ず一覧表でご確認ください。

※事例⑨、⑪、⑮で早めに手帳が必要な場合は再交付も併せて手続きが必要です。

続柄一覧

各申請書に記載する続柄		実際の続柄(過去の事例参照)	
続柄コード	続柄名称	続柄コード	実際の続柄
1	父	1	父
2	母	2	母
3	祖父	3	祖父
4	祖母	4	祖母
5	兄	5	兄
6	姉	6	姉
7	弟	7	弟
8	妹	8	妹
9	夫	9	夫
10	妻	10	妻
11	子	11	子
12	親族	12	いとこ 伯父・叔父 伯母・叔母 甥 姪 義父 義母 義兄 義姉 義弟 義妹 婚約者 曾祖父 曾祖母 孫 大叔父 大叔母 その他親族
13	養父	13	養父
14	養母	14	養母
15	養子	15	養子
16	里親	16	里親
17	施設長	17	学園 園長 施設 施設長 親権代行者(施設長)
18	施設職員	18	学園 職員 施設 職員
19	成年後見人	19	成年後見人
20	未成年後見人	20	未成年後見人
21	保佐人	21	保佐人
99	その他	99	病院 院長 病院 事務員(職員) 病院 P S W (精神保健福祉士) 雇用主 相談(支援専門)員 同居人 保護義務者 保佐人 事務担当 友人 他人